

平成29年度

飯能市 一般会計 特別会計 予算

## 平成 29 年度 飯 能 市 一 般 会 計 予 算

平成 29 年度飯能市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 32,800,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		11,890,546
	1 市 民 税	5,128,285
	2 固 定 資 産 税	5,312,034
	3 軽 自 動 車 税	175,786
	4 市 た ば こ 税	455,700
	5 鉱 産 税	1,238
	6 入 湯 税	1,479
	7 都 市 計 画 税	816,024
2 地 方 譲 与 税		187,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	57,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	130,000
3 利 子 割 交 付 金		9,000
	1 利 子 割 交 付 金	9,000
4 配 当 割 交 付 金		78,000
	1 配 当 割 交 付 金	78,000

(単位：千円)

款	項	金額
5 株式等譲渡所得割交付金		59,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	59,000
6 地方消費税交付金		1,228,000
	1 地方消費税交付金	1,228,000
7 ゴルフ場利用税交付金		147,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	147,000
8 自動車取得税交付金		42,200
	1 自動車取得税交付金	42,200
9 地方特例交付金		55,000
	1 地方特例交付金	55,000
10 地方交付税		3,270,000
	1 地方交付税	3,270,000
11 交通安全対策特別交付金		10,000
	1 交通安全対策特別交付金	10,000
12 分担金及び負担金		272,547
	1 負担金	272,547
13 使用料及び手数料		318,055
	1 使用料	212,517

	2 手 数 料	105,538
14 国 庫 支 出 金		5,131,774
	1 国 庫 負 担 金	2,724,174
	2 国 庫 補 助 金	2,382,507
	3 委 託 金	25,093
15 県 支 出 金		1,758,082
	1 県 負 担 金	860,481
	2 県 補 助 金	770,698
	3 委 託 金	126,903
16 財 産 収 入		38,306
	1 財 産 運 用 収 入	37,304
	2 財 産 売 払 収 入	1,002
17 寄 附 金		151,312
	1 寄 附 金	151,312
18 繰 入 金		2,249,379
	1 特 別 会 計 繰 入 金	3,450
	2 基 金 繰 入 金	2,245,929
19 繰 越 金		600,000
	1 繰 越 金	600,000

(単位：千円)

款	項	金額
20 諸 収 入		537,899
	1 延滞金、加算金及び過料	13,181
	2 市 預 金 利 子	520
	3 貸 付 金 元 利 収 入	135,167
	4 受 託 事 業 収 入	118,889
	5 収 益 事 業 収 入	50,000
	6 雑 入	220,142
21 市 債		4,766,900
	1 市 債	4,766,900
歳 入	合 計	32,800,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		239,171
	1 議 会 費	239,171
2 総 務 費		3,369,747
	1 総 務 管 理 費	2,732,960
	2 徴 税 費	346,081
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	134,774
	4 選 挙 費	111,886
	5 統 計 調 査 費	15,013
	6 監 査 委 員 費	28,643
	7 行 政 不 服 審 査 費	390
3 民 生 費		10,400,212
	1 社 会 福 祉 費	4,771,983
	2 児 童 福 祉 費	4,081,955
	3 生 活 保 護 費	1,522,888
	4 災 害 救 助 費	8
	5 国 民 年 金 費	23,378
4 衛 生 費		7,036,364
	1 保 健 衛 生 費	780,735

(単位：千円)

款	項	金額
	2 環 境 費	337,822
	3 清 掃 費	5,917,807
5 勞 働 費		27,632
	1 勞 働 諸 費	27,632
6 農 林 水 産 業 費		197,415
	1 農 業 費	103,864
	2 林 業 費	93,551
7 商 工 費		800,671
	1 商 工 費	800,671
8 土 木 費		4,142,400
	1 土 木 管 理 費	116,462
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,418,126
	3 河 川 費	16,342
	4 都 市 計 画 費	2,457,738
	5 住 宅 費	133,732
9 消 防 費		1,394,421
	1 消 防 費	1,394,421

10 教 育 費		2,572,324
	1 教 育 総 務 費	393,723
	2 小 学 校 費	661,142
	3 中 学 校 費	479,168
	4 幼 稚 園 費	160,321
	5 社 会 教 育 費	416,452
	6 保 健 体 育 費	461,518
11 災 害 復 旧 費		1
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1
12 公 債 費		2,379,642
	1 公 債 費	2,379,642
13 諸 支 出 金		200,000
	1 普 通 財 産 取 得 費	200,000
14 予 備 費		40,000
	1 予 備 費	40,000
歳 出	合 計	32,800,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
廃棄物処理施設建設事業	2,739,000 <sup>千円</sup>	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
市道整備事業	269,100	同上	同上	同上
橋りょう整備事業	64,800	同上	同上	同上
街路整備事業	41,600	同上	同上	同上
公園緑地整備事業	13,000	同上	同上	同上
消防施設整備事業	29,000	同上	同上	同上
小学校施設整備事業	60,400	同上	同上	同上
土地開発公社所有地取得事業	200,000	同上	同上	同上
臨時財政対策	1,350,000	同上	同上	同上
計	4,766,900			



## 平成 29 年度 飯能市 国民健康保険 特別会計 予算

平成 29 年度飯能市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,736,101 千円と定める。

2 南高麗診療所勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 87,922 千円と定める。

3 名栗診療所勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 76,231 千円と定める。

4 事業勘定、南高麗診療所勘定及び名栗診療所勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定 500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の  
流用

第1表 歳入歳出予算

## 事 業 勘 定

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		1,947,049
	1 国民健康保険税	1,947,049
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,968,511
	1 国 庫 負 担 金	1,632,685
	2 国 庫 補 助 金	335,826
4 療養給付費等交付金		234,031
	1 療養給付費等交付金	234,031
5 前期高齢者交付金		2,756,921
	1 前期高齢者交付金	2,756,921
6 県 支 出 金		532,125
	1 県 負 担 金	90,209
	2 県 補 助 金	441,916
7 共同事業交付金		2,494,593
	1 共同事業交付金	2,494,593

(単位：千円)

款	項	金額
8 財 産 収 入		24
	1 財 産 運 用 収 入	24
9 繰 入 金		733,786
	1 他 会 計 繰 入 金	583,786
	2 基 金 繰 入 金	150,000
10 繰 越 金		50,000
	1 繰 越 金	50,000
11 諸 収 入		19,060
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	11,254
	2 貸 付 金 元 利 収 入	672
	3 雑 入	7,134
歳 入	合 計	10,736,101

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		45,203
	1 総 務 管 理 費	31,119
	2 徴 税 費	13,902
	3 運 営 協 議 会 費	182
2 保 険 給 付 費		6,404,809
	1 療 養 諸 費	5,608,573
	2 高 額 療 養 費	756,700
	3 移 送 費	20
	4 出 産 育 児 諸 費	31,516
	5 葬 祭 諸 費	8,000
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		1,223,056
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	1,223,056
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		899
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	899
5 老 人 保 健 拠 出 金		45
	1 老 人 保 健 拠 出 金	45
6 介 護 納 付 金		441,540
	1 介 護 納 付 金	441,540

(単位：千円)

款	項	金額
7 共同事業拠出金		2,474,663
	1 共同事業拠出金	2,474,663
8 保健事業費		131,617
	1 特定健康診査等事業費	80,825
	2 保健事業費	50,792
9 基金積立金		25
	1 基金積立金	25
10 公債費		1,644
	1 公債費	1,644
11 諸支出金		6,600
	1 償還金及び還付加算金	6,600
12 予備費		6,000
	1 予備費	6,000
歳出	合計	10,736,101

南 高 麗 診 療 所 勘 定

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 診 療 収 入		56,701
	1 外 来 収 入	48,122
	2 そ の 他 診 療 収 入	8,579
2 使 用 料 及 び 手 数 料		464
	1 使 用 料	105
	2 手 数 料	359
3 繰 入 金		29,738
	1 一 般 会 計 繰 入 金	29,738
4 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
5 諸 収 入		19
	1 雑 入	19
歳 入	合 計	87,922

歳 出 (単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		46,609
	1 総務管理費	46,609
2 事業費		40,313
	1 事業費	40,313
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	87,922

名 栗 診 療 所 勘 定

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 診 療 収 入		47,625
	1 外 来 収 入	43,283
	2 そ の 他 診 療 収 入	4,342
2 使 用 料 及 び 手 数 料		135
	1 使 用 料	50
	2 手 数 料	85
3 繰 入 金		27,008
	1 一 般 会 計 繰 入 金	27,008
4 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
5 諸 収 入		463
	1 雑 入	463
歳 入	合 計	76,231

歳 出 (単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		37,679
	1 総務管理費	37,679
2 事業費		37,552
	1 事業費	37,552
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	76,231

## 平成 29 年度 飯能市 下水道 特別会計 予算

平成 29 年度飯能市の下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,763,213 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		15,080
	1 負 担 金	15,080
2 使 用 料 及 び 手 数 料		870,324
	1 使 用 料	870,124
	2 手 数 料	200
3 国 庫 支 出 金		310,100
	1 国 庫 補 助 金	310,100
4 財 産 収 入		332
	1 財 産 運 用 収 入	332
5 繰 入 金		778,750
	1 一 般 会 計 繰 入 金	612,310
	2 基 金 繰 入 金	166,440
6 繰 越 金		35,000
	1 繰 越 金	35,000
7 諸 収 入		100,727
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	15

		2 雜 入	100,712
8 市	債		652,900
		1 市 債	652,900
歳 入		合 計	2,763,213

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		1,969,881
	1 公 共 下 水 道 費	1,496,893
	2 終 末 処 理 場 費	472,988
2 基 金 積 立 金		333
	1 基 金 積 立 金	333
3 公 債 費		782,999
	1 公 債 費	782,999
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	2,763,213

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	652,900 <sup>千円</sup>	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	652,900			



## 平成 2 9 年度飯能市笠縫土地区画整理特別会計予算

平成 2 9 年度飯能市の笠縫土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 5 5 , 0 1 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9 0 , 0 0 0 千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 保 留 地 処 分 金		12,900
	1 保 留 地 処 分 金	12,900
2 国 庫 支 出 金		77,731
	1 国 庫 補 助 金	77,731
3 繰 入 金		545,680
	1 一 般 会 計 繰 入 金	545,680
4 繰 越 金		15,000
	1 繰 越 金	15,000
5 諸 収 入		8
	1 雑 入	8
6 市 債		103,700
	1 市 債	103,700
歳 入	合 計	755,019

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		45,965
	1 総 務 管 理 費	45,965
2 事 業 費		504,921
	1 事 業 費	504,921
3 公 債 費		203,133
	1 公 債 費	203,133
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	755,019

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	103,700 <sup>千円</sup>	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	103,700			

## 平成 29 年度飯能市双柳南部土地区画整理特別会計予算

平成 29 年度飯能市の双柳南部土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 5 7, 6 7 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6 0, 0 0 0 千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 保 留 地 処 分 金		7,800
	1 保 留 地 処 分 金	7,800
2 国 庫 支 出 金		54,316
	1 国 庫 補 助 金	54,316
3 繰 入 金		224,255
	1 一 般 会 計 繰 入 金	224,255
4 繰 越 金		5,000
	1 繰 越 金	5,000
5 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
6 市 債		66,300
	1 市 債	66,300
歳 入	合 計	357,672

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		6,905
	1 総 務 管 理 費	6,905
2 事 業 費		253,976
	1 事 業 費	253,976
3 公 債 費		96,291
	1 公 債 費	96,291
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	357,672

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 66,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	66,300			

## 平成 29 年度 飯能市 岩沢北部土地区画整理特別会計予算

平成 29 年度 飯能市の岩沢北部土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 388,493 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、58,000 千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 保 留 地 処 分 金		9,600
	1 保 留 地 処 分 金	9,600
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 使 用 料	1
3 国 庫 支 出 金		41,666
	1 国 庫 補 助 金	41,666
4 財 産 収 入		10,400
	1 財 産 売 払 収 入	10,400
5 繰 入 金		246,825
	1 一 般 会 計 繰 入 金	246,825
6 繰 越 金		5,000
	1 繰 越 金	5,000
7 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
8 市 債		75,000
	1 市 債	75,000

歳	入	合	計	388,493
---	---	---	---	---------

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		975
	1 総 務 管 理 費	975
2 事 業 費		341,020
	1 事 業 費	341,020
3 公 債 費		45,998
	1 公 債 費	45,998
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	388,493

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	75,000 <sup>千円</sup>	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	75,000			



## 平成 29 年度飯能市岩沢南部土地区画整理特別会計予算

平成 29 年度飯能市の岩沢南部土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 465,142 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、105,000 千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		3
	1 使用料	3
2 国庫支出金		97,666
	1 国庫補助金	97,666
3 繰入金		249,672
	1 一般会計繰入金	249,672
4 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
6 市債		112,800
	1 市債	112,800
歳 入	合 計	465,142

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		773
	1 総 務 管 理 費	773
2 事 業 費		417,778
	1 事 業 費	417,778
3 公 債 費		46,091
	1 公 債 費	46,091
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	465,142

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	112,800 <sup>千円</sup>	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	112,800			

## 平成 2 9 年度飯能市特定環境保全公共下水道特別会計予算

平成 2 9 年度飯能市の特定環境保全公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 5 , 2 4 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		90
	1 分 担 金	90
2 使 用 料 及 び 手 数 料		12,700
	1 使 用 料	12,700
3 繰 入 金		61,349
	1 一 般 会 計 繰 入 金	61,349
4 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
5 諸 収 入		101
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1
	2 雑 入	100
歳 入	合 計	75,240

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		43,735
	1 特定環境保全公共下水道費	43,735
2 公 債 費		26,505
	1 公 債 費	26,505
3 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	75,240



## 平成 29 年度 飯能市 介護保険特別会計 予算

平成 29 年度飯能市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6, 262, 872 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400, 000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の  
流用



第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 保 險 料		1,572,399
	1 介 護 保 險 料	1,572,399
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,212,419
	1 国 庫 負 担 金	1,002,477
	2 国 庫 補 助 金	209,942
4 支 払 基 金 交 付 金		1,658,918
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,658,918
5 県 支 出 金		927,991
	1 県 負 担 金	866,780
	2 県 補 助 金	61,211
6 財 産 収 入		513
	1 財 産 運 用 収 入	513
7 繰 入 金		880,522
	1 一 般 会 計 繰 入 金	880,522

(単位：千円)

款	項	金額
8 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
9 諸収入		109
	1 延滞金、加算金及び過料	11
	2 雑入	98
歳入	合計	6,262,872

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		88,671
	1 総 務 管 理 費	19,268
	2 徴 収 費	9,752
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	55,908
	4 事 業 計 画 策 定 委 員 会 費	3,743
2 保 険 給 付 費		5,751,557
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	5,233,530
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	103,097
	3 そ の 他 諸 費	3,711
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	129,119
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	15,206
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	266,894
3 地 域 支 援 事 業 費		415,264
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	171,639
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	35,757
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	207,680
	4 そ の 他 諸 費	188

(単位：千円)

款	項	金額
4 基金積立金		514
	1 基金積立金	514
5 公債費		1,316
	1 公債費	1,316
6 諸支出金		1,550
	1 償還金及び還付加算金	1,550
7 予備費		4,000
	1 予備費	4,000
歳出	合計	6,262,872

## 平成 2 9 年 度 飯 能 市 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 予 算

平成 2 9 年 度 飯 能 市 の 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 の 予 算 は、 次 に 定 め る と ころ に よ る。

( 歳 入 歳 出 予 算 )

第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 は、 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 8 8 9 , 5 4 5 千 円 と 定 め る。

2 歳 入 歳 出 予 算 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 は、「 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 」 に よ る。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		712,187
	1 後期高齢者医療保険料	712,187
2 繰入金		169,742
	1 一般会計繰入金	169,742
3 繰越金		3,000
	1 繰越金	3,000
4 諸収入		4,616
	1 延滞金、加算金及び過料	301
	2 償還金及び還付加算金	4,300
	3 雑入	15
歳 入	合 計	889,545

## 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		18,094
	1 総務管理費	14,693
	2 徴収費	3,401
2 後期高齢者医療広域連合納付金		865,151
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	865,151
3 諸支出金		4,300
	1 償還金及び還付加算金	4,300
4 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出	合計	889,545



## 平成 2 9 年度飯能市訪問看護ステーション特別会計予算

平成 2 9 年度飯能市の訪問看護ステーション特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 6 , 6 6 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 訪 問 看 護 収 入		44,314
	1 訪 問 看 護 収 入	33,936
	2 介 護 支 援 収 入	10,378
2 使 用 料 及 び 手 数 料		555
	1 使 用 料	555
3 繰 入 金		30,766
	1 一 般 会 計 繰 入 金	30,766
4 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
5 諸 収 入		28
	1 雑 入	28
歳 入	合 計	76,663

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		54,186
	1 総 務 管 理 費	54,186
2 事 業 費		21,477
	1 事 業 費	21,477
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	76,663



平成29年度飯能市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	35,900戸
(給水世帯数)	(33,980世帯)
(2) 年間総配水量	9,977,300 m <sup>3</sup>
(3) 1日平均配水量	27,335 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
イ 老朽管布設替事業	305,532千円
ロ 配水管網整備事業	187,056千円
ハ 浄水施設等再構築事業	405,270千円
ニ 取水・浄水・配水施設等整備事業	178,319千円
ホ 基幹施設耐震化事業	66,284千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	1,877,219千円	
第1項 営業収益	1,617,874千円	
第2項 営業外収益	259,073千円	
第3項 特別利益		272千円

	支	出
第1款 水道事業費用	1, 705,	697千円
第1項 営業費用	1, 644,	652千円
第2項 営業外費用	57,	429千円
第3項 特別損失		616千円
第4項 予備費	3,	000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額897,359千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額79,397千円、過年度分損益勘定留保資金563,867千円、当年度分損益勘定留保資金254,095千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入	538,	045千円
第1項 企業債	400,	000千円
第2項 負担金	126,	329千円
第3項 県補助金	11,	716千円
	支	出
第1款 資本的支出	1, 435,	404千円
第1項 建設改良費	1, 234,	329千円
第2項 企業債償還金	201,	075千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	県水受水場改修事業	455,760 千円	平成 29 年度	216,000 千円
				平成 30 年度	239,760 千円
		小岩井浄水場沈殿池汚泥掻寄機更新事業	162,000 千円	平成 29 年度	81,000 千円
				平成 30 年度	81,000 千円
		小岩井浄水場耐震補強事業	145,844 千円	平成 29 年度	66,284 千円
				平成 30 年度	79,560 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老朽管布設替事業	千円 150,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、企業財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
浄水施設等再構築事業	100,000	同上	同上	同上
取水・浄水・配水施設等整備事業	150,000	同上	同上	同上
計	400,000			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 203,240千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、9,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、21,336千円と定める。